

# 福祉医療制度のお知らせ

市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する福祉医療制度を実施しています。各医療制度の内容に該当しているが、手続きをしていない人は、お問い合わせください。

## ■福祉医療制度

種類	対象	医療費の自己負担	手続きに必要なもの	所得制限
① 子育て支援医療	高校生年代(※1)までの子ども	1カ月1医療機関、入院・外来(医科・歯科)各200円	▶加入保険資格情報を確認できるもの(※2)	なし
① ひとり親家庭医療	ひとり親家庭の母または父と、母または父が扶養している18歳以下の子ども、遺児等	原則なし	▶戸籍謄本 ▶加入保険資格情報を確認できるもの(※2)等	あり(所得制限額の表参照)
② 障がい者医療	下のいずれかの手帳所持者 ▶身体障害者手帳1~3級 ▶療育手帳 ▶精神障害者保健福祉手帳1級もしくは2級の一部	原則なし	▶身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ▶加入保険資格情報を確認できるもの(※2)	あり(所得制限額の表参照)
② 重度心身障がい老人健康管理事業				
老人医療	満65歳~69歳の人	2割または3割 ※世帯内に65歳以上で住民税課税所得が145万円以上の人がある場合は3割	▶加入保険資格情報を確認できるもの(※2)	本人、配偶者、同一世帯員および扶養義務者全員が所得税非課税

※1 = 就学・就労を問わず、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子どもを対象としています。

※2 = マイナ保険証、資格確認書、健康保険証等のことを指します。

## ■所得制限額

区分	扶養人数	所得制限額			
		0人	1人	2人	以降1人につき
① ひとり親家庭医療	本人および同居の扶養義務者	236万円未満	274万円未満	312万円未満	38万円加算
② 障がい者医療・重度心身障がい老人健康管理事業	本人	360万4千円以下	398万4千円以下	436万4千円以下	38万円加算
	配偶者および扶養義務者	628万7千円未満	653万6千円未満	674万9千円未満	21万3千円加算

※上記の額は、令和5年中の所得から本人控除(ひとり親控除、障害者控除)や社会保険料控除を差し引いた額です。

## ■医療費の助成・給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、次の助成を受けられます。

### 京都府内の医療機関等で診療を受けた場合

医療機関窓口で受給者証を提示すれば、各制度の自己負担分の支払いとなります。

※12月2日(月)以降に受診される際は、マイナ保険証、資格確認書、健康保険証のいずれかを提示される場合も、あわせて受給者証も提示してください。

### 京都府外の医療機関等で診療を受けた場合

▶重度心身障がい老人健康管理事業対象者の場合  
診療から約3~4カ月後に登録した口座に振り込みます。

▶それ以外の制度の場合  
医療機関窓口で通常の自己負担額の支払後、担当課にて医療費支給申請が必要です。支払額のうち、各制度の自己負担分を除いた額を給付します。  
※申請には領収書(原本)が必要です。

- ☎①に関すること = 家庭支援課 (☎983-1112)
- ☎②に関すること = 国保医療課医療係 (☎983-2976)

## 老人医療負担金貸付金

☎国保医療課医療係 (☎983-2976)

市内在住の後期高齢者医療被保険者および老人医療受給者を対象に入院時の医療費の自己負担金の貸し付けを行っています。

貸し付けには、所得・世帯状況等要件があります。詳しくはお問い合わせください。

## 個人住民税は特別徴収で収めましょう

事業主の皆さんへ 京都府内全市町村と京都府では、個人住民税の特別徴収を推進しています

個人住民税は、個人市町村民税と府民税を合わせたもので、1月1日現在で従業員等が居住する市町村で徴収されます。

徴収方法のうち、給与支払者(事業主)が所得税の源泉徴収と同様に従業員等に支払う毎月の給与から個人住民税を差し引き、市町村に納入する特別徴収制度があります。

原則、所得税の源泉徴収義務があ

る事業主は、特別徴収義務者としてパートやアルバイト、役員等を含むすべての従業員等の個人住民税を特別徴収することが法令等で義務付けられています(事業主や従業員等の意思による徴収方法の選択はできません)。

個人住民税の特別徴収を実施されていない給与支払者(事業主)は、法令に基づく適正な特別徴収の実施

をお願いします。

### ■特別徴収のメリット

- ▶個人住民税の税額計算は市町村が行うため、所得税のように事業主の皆さんが税額の計算や年末調整を行う必要はありません。
- ▶従業員の皆さんは、金融機関に向いて納税する手間が省け、納付を忘れる等の心配はありません。
- ▶年税額を12回に分けて支払うため、納期が年4回である普通徴収(納税義務者が直接納付)より1回あたりの負担額が少なくなります。

☎税務課市民税係 (☎983-1113、983-2164)

### ■手続き等

毎年1月31日までに給与支払報告書(総括表・個人別明細書)を該当市町村へ提出する際に、総括表等に「特別徴収」する旨を記載してください。

なお、給与支払報告書等には、給与支払者の法人番号(個人事業主は個人番号)、従業員等の個人番号の記載が必要です。

詳しくは従業員等の住所地の市町村住民税担当課へお問い合わせください。

## 償却資産の申告は令和7年1月31日(金)まで

償却資産(事業用資産)とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、構築物や機械および装置、備品等のことをいいます。

1月1日現在で市内に事業用の資産を所有または市内の事業所に償却資産を賃貸している個人または法人は、償却資産の申告が必要です。提出期限間近は大変混雑します。令和

7年1月中旬までの早期申告にご協力をお願いします。

### ■提出先

償却資産申告書に記入し、京都地方税機構へ提出してください。(郵送可)。なお、前年度に申告された人には、同機構から12月初旬に申告案内ハガキまたは申告書などが郵送されます。

※申告書は償却資産が所在する市町村ごとに分けて作成してください。

※電子申告(eLTAx)で申告される人は、償却資産の所在する市町村へ提出してください。

※償却資産申告書などの様式は、京都地方税機構または市ホームページから入手できます。

☎京都地方税機構業務課償却資産担当 (☎414-4503)、市税務課資産税係 (☎983-2480)

## 市税・国民健康保険料の納付は口座振替のご利用を

市・府民税(第4期分)・国民健康保険料(第7期分)の納期限は1月6日(月)です。納期限までに市税等取扱金融機関、コンビニ、スマホ決済(PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い)、市役所で納付してください。

※市民税・府民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)の税目に限り、地方税お支払サイトでも納付いただけます。詳しくはこちらのQRコードを



読み込み、ご確認ください。口座振替の申し込みは、口座振替依頼書を市税等取扱金融機関(金融機関に同依頼書がない場合あり)や担当課へ提出してください。ゆうちょ銀行の口座振替は直接、ゆうちょ銀行へ申し込みください。各月15日までに口座振替依頼書を提出する

と、その翌月以降の納期分から引き落としします。

※納期限までに納付がない場合は督促状(督促手数料100円を加算)を送付し、京都府と京都市を除く府内25市町村で組織する広域連合「京都地方税機構」に徴収事務を移管します。

☎市税に関すること = 税務課市民税係 (☎983-2481)、国民健康保険料に関すること = 国保医療課国保年金係 (☎983-2962)